

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日は、その翌日)

◇告 示 健康保険法による保険医の登録

国民健康保険法による療養取扱機関として、申出の受理があつたものとみなされるもの

の 国民健康保険法による登録があつたものとみなされるもの

結核予防法による指定医療機関の辞退

結核予防法による医療機関の指定

昭和三十五年九月鳥取県告示第四百二十一号の廃止

土地の用途廃止

計量器定期検査の実施

◇公 告 電気工事士試験の実施

◇正 誤 鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則の一部を改正する規則中訂正

告 示

鳥取県告示第二百九十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の

指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十四年五月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号及び番号	登録年月日
松本 真	鳥取市大榎町一七 北垣胃腸科病院宿舎	鳥医 第一四二〇号	昭和四十四年 四月十八日
尾崎登喜雄	米子市旗ヶ崎二区 七五六の一	鳥齒 第二七八号	一九日

鳥取県告示第二百九十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年五月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
幡 病院	鳥取市雲山字大道の下五七	昭和四十四年四月十四日
森脇外科医院	境港市馬場崎町二三九	十五日

鳥取県告示第二百九十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の

規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年五月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医一四二〇	松 本 真	昭和四十四年四月十八日
鳥国歯 二七八	尾 崎 登喜雄	〃 十九日

鳥取県告示第二百九十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。
昭和四十四年五月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日	指定医療機関の名称	所 在 地
昭和四十四年四月十四日	石見診療所	日野郡日南町上石見 七六六の二

鳥取県告示第二百九十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に

より、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。
昭和四十四年五月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	開 設 者
昭和四十四年四月十五日	石見診療所	日野郡日南町上石見 七六六の二	宮原 讓治

鳥取県告示第二百九十八号

昭和三十五年九月鳥取県告示第四百二十一号（線糸試験手数料については、廃止する。）
昭和四十四年五月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百九十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年四月三十日から用途廃止した。
昭和四十四年五月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方メートル)	用 途
米子市日原字水落二ノ一番地先から 〃 一ノ二番地先まで	二〇・七九	道路敷

鳥取県告示第三百号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百四十条の規定に基づき、米子市境港市の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百四十三条の規定により告示する。

昭和四十四年五月九日

検査日	検査区域	検査場所	鳥取県知事
六月 九日 午前十時から 午後三時まで	米子市	住吉公民館	石 破 二 朗
〃 十日 〃	〃	彦名 〃	〃
〃 十一日 〃	〃	崎津 〃	〃
〃 十二日 〃	〃	和田 〃	〃
〃 十三日 〃	〃	富益 〃	〃
〃 十六日 〃	〃	夜見 〃	〃
〃 十七日 〃	〃	大篠津 〃	〃
〃 二十三日 午前九時三十分から 午後三時まで	境港市	境公民館	〃
〃 二十四日 〃	〃	〃	〃
〃 二十五日 〃	〃	〃	〃
〃 二十六日 午前十時から 午後三時まで	〃	外江 〃	〃
〃 二十七日 〃	〃	渡 〃	〃
七月 四日 〃	〃	計量器所在場所	〃
〃 七日 〃	〃	中浜公民館	〃
〃 八日 〃	〃	余子 〃	〃

公 告

九日 〃 上道 〃
十日 午前十時から
午後二時まで 境 〃

電気工事士法(昭和35年法律第139号)第5条第2項の規定により、電気工事士試験を次のとおり実施する。

昭和44年5月9日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 筆記試験

(イ) 試験の日時及び場所

(ア) 日時 昭和44年7月6日

13時から15時まで

(イ) 場所 鳥取市及び米子市

(2) 試験の科目

科 目	内 容
電気に関する基礎理論	1 電流、電圧、電力及び電気抵抗 2 導体及び絶縁体 3 交流電気の基礎概念 4 電気回路の計算
配電理論及び配線設計	1 配電方式 2 引込線

	<ol style="list-style-type: none"> 3 屋外配線 4 屋側配線 5 屋内配線
<p>電気機器、配線器具並びに電気工事に用いる材料及び工具</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気機器及び配線器具の構造及び性能 2 電気工事に用いる材料の材質及び用途 3 電気工事に用いる工具の用途
<p>電気工事の施行方法</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 配線工事の方法 2 電気機器及び配線器具の設置工事の方法 3 コード及びキャブタイヤターの取付け方法 4 接地工事の方法
<p>一般用電気工作物の検査方法</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 点検の方法 2 導通試験の方法 3 絶縁抵抗試験の方法 4 接地抵抗試験の方法 5 試験用器具の性能及び使用方法
<p>配線図</p>	<p>配線図の表示事項及び表示方法</p>
<p>一般用電気工作物の保安に関する法</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気工事七法、電気工事施行令（昭和35年政令第260号）及び電気工事士法施行規則（

<p>令</p>	<p>昭和35年通商産業省令第97号)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号） 3 電気用品取締法（昭和36年法律第224号）、電気用品取締法施行令（昭和37年政令第324号）、電気用品取締法施行規則（昭和37年通商産業省令第84号）及び電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通商産業省令第85号）
----------	--

<p>2 技能試験</p> <p>技能試験は、筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に対し実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 試験の日時及び場所 <ul style="list-style-type: none"> ㉞ 日時 昭和44年8月24日（日曜日） 午前8時30分から午後5時まで (2) 試験の科目 <ul style="list-style-type: none"> ㉞ 場所 鳥取市 ㉞ 試験の科目 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 電線の接続 (ロ) 配線工事 (ハ) 電気機器及び配線器具の設置 (ニ) 電気機器、配線器具並びに電気工事に用いる材料及び工具の使用 (ホ) コード及びキャブタイヤターの取付け

00416

第4035号 (第三種郵便物認可)

鳥 取 県 公 報

5 昭和44年5月9日 金曜日

- (功) 接地工事
- (キ) 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定
- (ク) 一般用電気工作物の検査
- (ケ) 一般用電気工作物の故障箇所修理

3 受験手続

次の書類を、鳥取市東町1丁目220番地鳥取県商工労働部商工振興課監理係へ提出すること。

なお、筆記試験の免除を申請する者は、電気工事士法施行令第9条第1項各号の一に該当する者であること、又は前回筆記試験に合格した者であることを証明する書類を添付すること。

- (1) 受験願書
- (2) 写 真

受験願書提出前6箇月以内に撮影した上半身正面像のものを受験願書の所定のところにはりつけること。

なお、受験願書は、鳥取県商工労働部商工振興課に、所定の用紙を備えつけているから、それによること。

4 受験願書の受付期間

昭和44年5月10日から昭和44年5月31日まで

5 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 1,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を、受験願書の上部にはりつけること。この場合、消印しないこと。

6 受験票

筆記試験の受験票は、受験願書を提出した者に、技能試験の受験票は、筆記試験の合格者又は筆記試験を免除された者に交付する。

正 誤

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則の一部を改正する規則(昭和四十四年四月鳥取県規則第二十五号)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	誤	行	誤	正
一	ト	終りからハ	紹介年月日	紹介年月日